

公益財団法人徳島県文化振興財団（以下「甲」という。）と株式会社

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に依頼し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 平成27年度「クラシック音楽に親しむためのとくしま記念オーケストラ演奏会」開催業務
- (2) 委託業務の内容 別添の平成27年度「クラシック音楽に親しむためのとくしま記念オーケストラ演奏会」開催業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(委託業務の処理)

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結の日から平成27年9月11日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、金12,431,875円とする。(うち消費税及び地方消費税の額金920,879円)

- 2 前項のうち、消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に108分の8を乗じて得た額とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は免除する。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができる。また、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指定する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、速やかに、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査において、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められるときは、委託業務完了承認書を乙に交付するものとする。

- 3 甲は、第1項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正があると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

- 4 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第2項に規定する委託業務完了承認書の交付を受けたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

- 2 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の一部を前金払するものとする。

- 3 甲は、前2項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(再委託等)

第11条 このは、甲の承認を得て、第1条の一部の業務を除き、委託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせることができる。

(權利義務の譲渡等)

第12条　とは、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
- (5) 契約条項に違反したとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4. 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 この条は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 このは、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第16条 この契約による事務を処理するための個人情報取扱については、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(晉縣裁判所)

第17条 この契約によって訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(経費等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年6月1日

甲 德島県徳島市藍場町2-14

公益財団法人徳島興文化振興財団
理事長 佐藤 勉

乙 德島県

株式会社
代表取締役

平成27年度「クラシック音楽に親しむためのとくしま記念オーケストラ演奏会」
開催業務仕様書

1 業務名

平成27年度「クラシック音楽に親しむためのとくしま記念オーケストラ演奏会」
開催業務

2 業務内容等

【演奏会の概要】

①リハーサル

平成27年7月8日（水）東京リハーサル（東京オペラシティ）

7月9日（木）東京リハーサル（東京オペラシティ）

7月10日（金）徳島リハーサル（むらさきホール）

② 演奏会本番

平成27年7月12日（日）徳島文理大学むらさきホール

指揮：秋山 和慶

演奏：とくしま記念オーケストラ

共演：徳島少年少女合唱団、徳島県立名西高等学校合唱部

（1）指揮者・出演者等の連絡調整に関すること。

（2）出演料、旅費等の支払いに関すること。

（3）映像、照明、音響、会場や舞台の設営等に関すること。

（4）その他、当該事業に付随する業務。

3 契約期間

契約締結の日から平成27年9月11日まで